

はじめに

前章では、入学当初の段階で皆さんがスムーズに大学生活をスタートできるための情報を整理しました。第2章第1節は、これを受けて、これから4年間の学習全般にかかわる情報をまとめてあります。ここでも全体は大きく、4つのパートに分かれます。

第1のパート（1から3までの部分）：授業科目を履修した場合に最後に行われる、定期試験に関することと、単位認定および成績評価のしくみを説明します。



第2のパート（4の部分）：法学類での4年間の学修の流れを説明します。ここでは、皆さんが在学中、いつ、どのような手続をしなければならないのか、4年間を見すえた中長期的な履修計画を立てる上で、どのようなことに注意しなければならないかがまとめてあります。しっかりと頭に入れるとともに、折にふれて読み返すようにしてください。



第3のパート（5の部分）：皆さんが講義を受講し、あるいは演習に参加するに際して、さまざまな情報を調査するために必要な基本的手法を説明します。



第4のパート（6の部分）：法学類の授業を担当する先生の紹介と、先生方からのメッセージを集めてあります。

1. 定期試験について

（1）定期試験の受験にあたって

履修登録の終わった授業科目を学期またはクォーターの期間、履修すると、さいごに担当教員の指示する要領で定期試験が実施されます¹⁾。定期試験は、授業の目標とされていることに、皆さんが到達しているかどうか、到達しているとしてどの程度かを判定するために行ないます（法学類細則11条）²⁾。皆さんは、自分が授業の目標に到達しているということが、担当の先生に分かるような答案を作成できるように、十分な準備をしてください。ここでは、定期試験を受験するにあたっての、一般的な注意事項を次にまとめておきます。

¹⁾ 共通教育科目も、授業期間後の試験期間に試験があります。共通教育科目の試験について、詳しいことは『共通教育科目履修案内』の「成績評価（単位認定）」のところを参照してください。

²⁾ 授業科目によっては、例えばレポートのように、定期試験以外の方法で成績の評価と到達度の判定をすることがあります。具体的な方法は、授業科目ごとに**シラバス**に記載されています。

定期試験受験上の注意

- ① 試験室が複数にわたる場合は、教室を学年・名列番号などにより担当教員が指示しますので、指示された教室で受験してください。
- ② 遅刻は試験開始後 20 分まで、試験室からの退室は試験開始 30 分経過後から認めません。試験開始 30 分後の退出時には、全ての荷物を持った上で答案を教員等に手渡し、そのまま退室してください。
- ③ 持ち込み許可物品（六法など）の有無については、担当教員の指示内容を十分確認してください。なお、持ち込みが認められる六法は、「判例付きでない自己の六法」で、書き込みのないものに限りです。
- ④ 試験開始後の物品の貸し借りは不正行為とみなします。
- ⑤ 携帯電話など（ウェアラブル端末含む）は、時計として使用する場合も含めて利用を認めません。試験室に入室する際は必ず電源を切り、カバン等に入れてください。以上に違反した場合は、不正行為とみなされる場合があります。
- ⑥ 受験の際、学生証を必ず机の上に提示してください。学生証を忘れた場合は、運転免許証などの顔写真付の身分証明書による代用を認めます。代用可能な身分証明書がない場合には、試験監督の教員に申し出て下さい。

（2）定期試験における不正行為について

定期試験において、カンニングその他の不正行為が認められた場合には、当該学生は自宅謹慎とし、それ以後の定期試験は受験できません。また、当該学期（「クォーター」ではありません！）の履修登録（共通教育科目、専門教育科目、教職科目等）の単位をすべて無効とするほか、金沢大学学生懲戒規程による懲戒処分（有期停学）³⁾の対象となります（第4章 資料編参照）⁴⁾。

（3）追試験の実施について

病気、その他のやむをえない事情で定期試験を受験できなかった授業科目については、願い出により追試験を認めることがあります（学域規程 17 条）。追試験を希望するときは、掲示によって指示する期限内に、所定の「追試験願」を教務係に提出してください。「追試験願」には、定期試験を受験することができなかったやむをえない理由を裏付ける書類を

³⁾ 停学期間は修業年限に含まれないため（金沢大学学生懲戒規程 12 条）、**有期であっても停学の懲戒処分を受けると、自動的に留年が決定することになります！**

⁴⁾ なお、定期試験によらずレポートによって成績評価を行う授業科目のレポートにおける、他人の著作物の盗用、他人が書いたレポート・著作物を自分のものとして提出することも不正行為となり、最高で退学の懲戒処分の対象とされています。学問の世界というものは、先人の創造した学術的成果に敬意を払い、これに新たな知見を付加する営みの繰り返しですから、これらの行為は、先人の創造した学術的成果を冒瀆している点で、およそ大学で学問をする者にはあるまじき行為だからです。

添付しなければなりません（法学類細則13条）。

なお、定期試験を受験した者を対象とする「再試験」は行いません。当該授業科目の単位が必要な場合は、次の学期またはクォーター以降の開講学期またはクォーターに、再度、履修登録からやり直して下さい。

（4）試験準備のために

すでに皆さんは、入学試験も含めて数々の試験を切り抜けてきたと思いますので、以上のようなことは、ほとんど常識として分かっている、と言われるかもしれません。むしろ皆さんに関心があるのは、じゃあ、いったいどんな勉強をして、どんな答案を書けば合格になるのか、ということではないでしょうか。残念ながらこれは、授業科目ごと、あるいは担当の先生によって、いろいろな考え方があるので、ここで一般的なことを提示するのはムリですが、あえて何点かヒントをまとめてみます。

① 過去の試験問題の入手

皆さんは入学試験の対策として、過去問を検討する、ということをおぼろげにやってきました。大学の定期試験についても、それはとてもよい勉強になるでしょう。法学類では、専門科目の定期試験の過去問と担当の先生による講評を、法学類 Web サイトの在学生むけページ（学内限定）と、アカンサスポータルの「法学類学生相談室」LMS コースで公表していますので、大いに活用してください。

② 六法について

皆さんはたとえば、英語の試験に辞書を持ち込むなんてことは、ほとんど許されていなかったと思いますが、さっきの一般的な注意を見ると、試験に六法⁵⁾を持ち込めるようなことが書いてあります（③）。ここから何が読み取れるのでしょうか？

そうか、じゃあ六法に出ている条文を適当につなげれば、試験なんか楽勝だ、ラッキー、などと考えた人もいるかもしれません。でも、残念でした。条文をつなげれば解答が出てくるようなら、わざわざ大学で法学を勉強する意味はありません。オヤ、法学＝六法の暗記ではないんだ、六法を持ち込めるなら、暗記するまでもないのかな、と考えた人は、いいところに気がついていました。法学の勉強を六法の暗記みたいにイメージしていた人は、この機会に完全に頭を入れかえてください。皆さんがこれから勉強することの核心、つま

⁵⁾ 六法は、法学を学ぶ者にとっては、「武士の刀」みたいなものですので、法学類に入学したからには、必ず買ってください。なお、六法は、毎年秋に、過去1年分の法改正に対応した改訂版が発売されますので、品質保持期限は1年しかありません。とくに最近では、主要な法令が毎年のように大きく改正されていますので、先輩から中古の六法を譲ってもらえばいいや、などと考えるはいけません。

り試験でしばしば問われることは、**法の意味内容の理解と、それを使って、社会で実際に起こっている問題を解決にみちびく場合の、頭の使い方**であると考えてください。条文を暗記しているようなヒマはありませんよ！⁶⁾

③ 答案をまとめるにあたって

過去問を手に入れば、すぐに分かりますが、大学の試験は、皆さんが慣れ親しんできた○×式や穴埋めなどはむしろ例外で、圧倒的多数は、「何々について説明せよ」とか、あるいは事例を設定して、関係者の法律関係の説明を求めるとかの、いわゆる**論述式**になっています。このような場合、結論だけを答えたのでは当然ダメで、結論として提示したことが筋道立てて論証されていなければ、合格とはなりません。皆さんとしては、授業の履修を通じて身につけたものを、読みやすい文章にまとめるだけの国語力が必要となります。このような力は、一夜漬けの試験勉強では絶対に身につけませんので、日ごろからの訓練が重要になります。たとえば、授業中に先生の話聞きながらとったメモをもとにして、ノートを作るとか⁷⁾、初学者ゼミなどの演習形式の授業終了後に、ゼミのようすを記録にまとめてみるとか、身近なところからやれることもたくさんあるのではないかと思います。

2. 成績通知と成績評価に対する疑義申立ての手続について

(1) 成績通知について

成績は、クォーターごとに、別に掲示する日時にアカンサスポータル上で通知します。担当の先生から別の指示がある場合を除いて、成績の通知前に担当の先生に合否を尋ねてはいけません。

成績の評語が、S・A・B・C となっている授業科目は合格で、所定の単位が認定されています。「不可」「否」となっている授業科目は不合格で、単位が認定されていないことを意味します。それぞれの評語と学修の到達度の対応関係は次のとおりです。

⁶⁾ 教科書などを読んでいて、条文が引用されていたら、面倒がらずに、六法をめぐって該当条文を読むクセをつけてください。これは、単に教科書に書いてあることの意味内容を理解するのに必要というだけでなく、条文をすばやく見つけられるようになるのに、不可欠の訓練だからです。法学の世界では、条文に即して結論を論証する作業ができるようになることがとても重要ですので、条文をすばやく見つけることができるかどうかで、おなじ六法を持ち込んでも、試験の出来ばえが全く違ってくることになります。これはほんの一例ですが、**六法を、あるいは条文を「使いこなせる」**ようになってください。

⁷⁾ 授業中にとったメモはあくまで、授業の筋道を再現できるための一時保存の「メモリー」にすぎませんから、とりっぱなしでは、まったく意味がありません。記憶があやふやにならないうちに、本当の意味の「ノート」に授業の筋道を整理する必要があります。この作業をやっておかないと、何のためにメモしたのか思い出せないことになります。なお、大学では、授業の全部を板書するようなことは基本的にありませんから、板書されたことを写すだけではこれまたまったく意味がありません。担当の先生の話**を、要点をおさえて聞き取り、それをメモにする**という訓練を積むよう、心がけましょう。

評語と学修到達度の対応関係（履修規程 14 条 1 項参照）

評語	S	A	B	C	不可, 否
到達度	90%以上	80~89%	70~79%	60~69%	60%未満

なお, 共通教育科目のうち導入科目については, 到達度 60%以上と認められる場合に「合」の評語によって合格が表示され, 所定の単位が認定されます⁸⁾。

以上に対して, 「放棄」となっている授業科目は, 履修は許可されたものの実際には履修していないと判断されたことを意味し, 単位認定を受けるのに必要な授業出席回数に満たない場合⁹⁾, 定期試験を受験しなかった場合などがこれにあたります。

成績評価の「保留」は, 現状では学修未達成ですが, 特定の課題の提出などによって, 到達度 60%以上に達する見込みがあると担当教員が認める場合に行われることがあります(学域規程 19 条), 成績評価は次学期末以降に延期されます。この場合, 当該授業科目は次の学期またはクォーターの開講科目ではないので, 改めて履修登録をする必要はありませんが, 単位認定の条件等について担当の先生と相談して下さい。

なお, 法学類の専門科目のうち, 法曹養成プログラムの修了に必要な授業科目(☞ 4. (2) ③。法学類細則別表第 4) 及び本学法科大学院の法学既修者認定における履修免除の対象科目(「法理学 A」「政治学各論 A」)については, 特に厳格な成績評価が求められているため, S および A の評価が, おおむね以下の人数分布となるように成績評価が行われます。

S 90 点以上, かつ履修者の 15%以内

A 80 点以上, かつ S も含めて履修者の 3 分の 1 以内

成績通知には, それまでに履修登録をしたすべての授業科目の評価が表示されます。成績通知後ほどなく, 次学期(クォーター)の履修登録が始まりますが, 皆さんは次学期(向こう 2 クォーター)に履修する授業科目を考える前に, 法学類細則別表第 1, 第 2 をもとに, **卒業要件の充足状況を確認**するクセをつけてください。その際特に留意すべきことを, 掲げておきます。

⁸⁾ このほか, 語学の外部検定試験に合格して(あるいは所定のスコアを得て), GS 言語科目や初習言語科目の単位認定を受ける場合などに, 「認定」の評語が用いられることがあります。詳しいことは, 『共通教育科目履修案内』の言語科目の履修に関わる部分等を参照してください。

⁹⁾ 単位認定を受けるのに必要な授業出席回数は, **実際に授業を行った回数の 3 分の 2 以上**を原則とします(法学類細則 11 条の 2)。したがって, 例えば 2 単位の授業科目であれば 10 回以上ということになり, この回数に満たないときは, 単位認定を受ける資格なし, ということになり, 定期試験を事実上, 受験したとしても, 「放棄」と判定されます。なお, 高校にあった「公欠」のように, 欠席理由を申告して出席扱いに変更する制度はありませんので, 3 分の 1 の範囲で, 各自, やり繰りしてください。したがって, このルールは決して, 「3 分の 1 までなら授業を欠席する権利がある」という意味ではありません。

成績通知後に卒業要件充足状況を確認する際の留意点

- ①成績通知の「科目区分」という欄の記載は単なる参考にすぎないので、決して鵜呑みにしないでください。特に、専門科目の選択必修ワクの単位の充足状況は、成績通知の内容とカリキュラム表とを十分に照合して確認しなければなりません。確認を怠ったために留年した事例もありますから、各自で十分に注意してください。
- ②一種の「保険」として、**卒業に必要な単位数よりも若干多い目に単位を取得する**ようにしてください。ギリギリの単位数で履修計画を立てたところ¹⁰⁾、最終学年の最終学期になって、思うように単位が修得できなかったために、あるいは単純な計算違いのために、留年することになった例が後を絶ちません！

なお、成績通知とは別に、皆さんの成績を対外的に証明するために発行する成績証明書には、単位が認定された授業科目だけが記載され、「不可」「放棄」「保留」となっている授業科目は記載されません。

(2) 成績通知後の復習と成績評価に対する疑義申立てについて

高校では、各種の試験が終了した後には、答案が返却され、「テストは、復習が大事だから、間違えたところは、なぜ間違えたのかを十分に反省して次に生かすように」などとクギを刺されることがあったかと思います。大学では、答案が返却されることはそれほどありませんが、これは、単位さえ認定されればすべて終わり、大学では試験後の復習は重要でない、というわけではありません。やはり試験の結果をふまえて、十分に復習をし、後に続く授業科目の履修に備えることが必要です¹¹⁾。法学類では、成績の通知にあわせて、専門科目の授業担当教員が試験の講評、採点の要点などをとりまとめて、教務係に備え置くとともに、法学類 Web サイトの在学生むけページで公表（学内限定）し、皆さんの復習に役立っていますので、活用してください。

成績評価について疑義があるときは、まず成績通知後に、上記の講評、採点の要点などを熟読してください。それでも疑義が解消しないときは、担当教員に直接照会してください。担当教員への照会によっても疑義が解消しない場合は、教務係に備え付けてある用紙により、成績評価に対する疑義の申立てをすることができます（履修規程 16 条、法学類細則 15 条）¹²⁾。

¹⁰⁾ 余分に単位を取ったからといって、追加の授業料を徴収するようなこともありません。

¹¹⁾ 法学類の授業科目には、ある授業科目の内容が十分に理解されていることを前提にして、後に続く授業科目が設定されているというかたちで、たがいに密接な関連のあるものが非常に多くなっています。したがって、たとえばたまたま「ヤマが当たった」ので単位が取れたからといって油断していると、あとで苦勞することになります。

¹²⁾ 共通教育科目の成績評価に対する疑義は、別に国際基幹教育院が定める手続によります。詳しいことは、総合教育講義棟の基幹教育学務係に尋ねてください。

疑義申立て等手続のながれ

① 学生は、成績評価について疑義のある場合は、まず講評、採点の要点などを閲覧・熟読すること。



② ①によっても疑義が解消しない場合は、直接当該科目担当教員に照会すること。



③ ②によっても疑義が解消しない場合は、所定の期間内に「成績評価疑義申立書」に所定事項を記入し、封緘して法学類教務係に提出できる。ただし、**上記②の手続を経ないものは、申立書の提出ができない**（非常勤講師の担当する授業科目をのぞく）。



④ 授業科目担当教員および法学類教務委員会は、所定の手続により、③の申立てについて検討する。



⑤ 法学類教務委員会（法学類教務係）より、申立人を呼出し、申立てに対する回答をするとともに、成績の変更が決定された場合は所定の手続によりこれを行う。

なお、この手続は、成績不良者の個別的な救済のためにあるのではなく、**授業科目の成績評価が、成績評価基準にてらして厳格に行われることの担保**を目的としています。したがって、③の申立書では、授業科目の成績評価が成績評価基準に照らして不相当と考える理由を具体的に説明しなければなりません（法学類細則 15 条 4 項）。

3. GPA について

(1) GPA って何？

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）とは、**それまでに履修した個々の授業科目の成績の平均値**を意味します。高校で使われる、いわゆる「評定平均」に近いものをイメージすると分かりやすいかもしれません。したがって、GPA が高いほど、平均的に成績がよく、逆に GPA が低いほど、平均的に成績が悪いことを意味します。皆さんの中には、成績が良かろうが悪かろうが、単位さえ取ればそれでいいや、と考える人もいますが、次の通り法学類での学修上、かなり大きな意味がありますので、注意してください。それぞれの項目についての詳細は、参照個所を見てください。

法学類で GPA を利用する項目（法学類細則 16 条）

- ① 他学類から法学類への転学類の出願資格の設定¹³⁾
- ② 総合法学コースの選択要件の設定, 志望者数が受け入れ上限数を超過した場合に実施する選考（☞ 本節 4.（1）参照）
- ③ 早期卒業の申請要件および早期卒業要件の設定（☞ 本節 4.（3）参照）
- ④ 履修登録単位数の上限を解除する要件の設定（☞ 後記（3）参照）
- ⑤ 法曹養成プログラムの修了要件の設定（☞ 本節 4.（2）参照）

（2）GPA の算出方法

GPA は、次の数式によって算出します（履修規程 15 条 3 項）。

$$\text{GPA} = \frac{\text{（授業科目で得た GP} \times \text{その授業科目の単位数）の総和}}{\text{（履修登録した授業科目の単位数の総和）}}$$

このうちまず、分子のところにある、「授業科目で得た GP（グレード・ポイント）」は、それぞれの授業科目の成績評価に用いられる評語に対応して、下の表のようになります。

授業科目の GP 換算表（履修規程 15 条 1 項参照）

評語	S	A	B	C	不可, 放棄, 保留	合, 認定, 否
GP	4 点	3 点	2 点	1 点	0 点	対象外

次に、「履修登録した授業科目の単位数の総和」（分母）については、次の点に注意してください。

- ① 成績評価が「保留」となっている授業科目の単位数は、分母にカウントします（履修規程 15 条 5 項）。
- ② ある学期に履修したが、成績評価が「不可」または「放棄」となった授業科目を、次学期以降に再度履修した場合は、再度履修した分の単位数だけが分母にカウントされ、以前に「不可」または「放棄」となった分はダブルカウントしません（履修規程 15 条 6 項, 学域規程 20 条 2 項, 法学類細則 17 条）¹⁴⁾。このように、GPA の計算上、「不可」と

¹³⁾ 他学類も、転学類の出願資格を GPA で設定しているのが普通ですから、他学類への転学類を考えている人は注意しましょう。

¹⁴⁾ 逆に、「不可」または「放棄」となった授業科目を再履修しない場合は、当然、分母にカウントされることになります。そうすると、「最後まで履修するかどうかは分からないけど、何かのはずみで単位がもらえるかもしれないから、とりあえず履修登録だけはしよう」というノリで授業科目を選択して時間割を作ると、GPA 値を下げることになってしまいます。

「放棄」は同じ扱いになります。

- ③ 成績評価が「合」「認定」「否」となっている授業科目は、GPAの対象外なので、分母にもカウントしません。

以上によって計算したGPAは、当該年度分、当該学期分、通算の3種類が成績通知に表示されます。学外むけの成績証明書には、単位が認定されている個々の授業科目の成績だけが記載され、GPAは記載されません（履修規程15条4項）。

（3）GPAによる履修登録単位数の上限解除について【重要】

前章で説明したように、皆さんが1クォーターに履修登録することのできる授業科目の単位数は、12単位に制限されています。これは、皆さんが過剰な履修によって消化不良を起こすことなく、授業時間外の自習時間を十分に確保できるようにするためのルールです。しかしながら、そもそも勉強に割くことのできる時間は人によって違いますし、勉強のペースが速い人にとっては、この上限は窮屈に感じられるかもしれません。そこで、法学類では、次のようなルールを設けています。

法学類細則5条の3

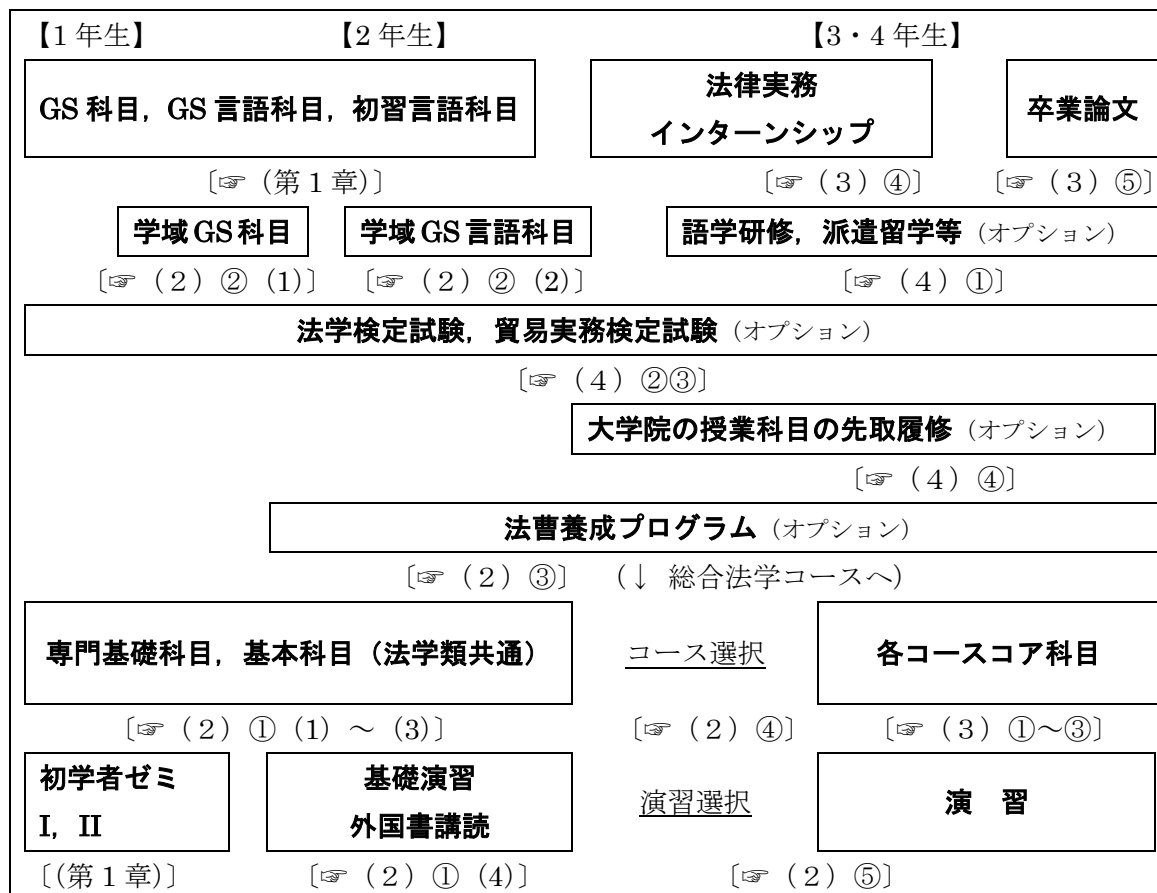
直近の学期までの成績が、履修規程第15条の定めるところにより算出したGPA値で2.5以上である者については、学域規程別表第5に定める履修登録単位数の上限を解除する。

皆さんは、成績の通知を受けたら、次のクォーター（学期）に履修する授業科目を決める前に、直近の学期までの自分の通算GPA値を確認してください。**GPA値が2.5以上であれば、次学期（向こう2クォーター）は、履修登録単位数の上限が解除**され、重複履修の制限（法学類細則5条の2）に反しない限り、理論上、何単位でも履修登録をすることができます。ただし、それによって授業時間外の自習がおろそかになったのでは、元も子もありませんから、よく考えて履修登録をしてください。また、いったん履修登録単位数の上限が解除されても、次学期（2クォーター）に履修した授業科目の成績が悪かったために、GPAが2.5に満たないことになると、その次の学期（2クォーター）は、上限が適用されることになってしまいます。

以上で、皆さんが自分の時間割を作り、授業科目の履修を続け、試験を受けて成績が通知されるというサイクルを説明しました。皆さんは4年間（+α）にわたって、このサイクルを繰り返すことになります。

4. 法学類での4年間の学修のながれ

<4年間のカリキュラムの流れ（〔 〕内は参照箇所）>



(1) はじめに

皆さんはこれから、法学類のカリキュラム表にしたがって学修を進めて行くことになります。カリキュラム表の基本的なよみ方は、第1章で説明しましたが、ここでは法学類のカリキュラム全体の編成を、4年間の学修の流れをたどりながら見ていきましょう。その中に、4年間(+α)にわたって計画的に学修を積み上げて行くための注意事項とヒントを集めてあります。皆さんの在学中には、各学期(クォーター)の履修登録手続以外にも、学修上必須の手続がいくつかありますが、ここでは、いつ、どのような手続をとる必要があるのかを説明します。この手続でミスをすると、致命的な結果を招くことがありますので、しっかりと頭に入れるとともに、この部分は折にふれて読み返すクセをつけてください。

ところで、おなじ法学という専門分野のカリキュラムであっても、具体的にどのような内容の授業科目をどれだけ履修する必要があるかは、各大学によってさまざまです。全国

の大学にはひとつとして同じカリキュラムはないとさえ、いってよいでしょう¹⁵⁾。皆さんが4年間を見とおして学修の計画を立てるにあたっては、できるだけ効果的に学修を進めることができるように、まずは法学類のカリキュラムのコンセプトを十分に理解するようにしてください。実は、カリキュラムの行間には、その履修を通じて学生にどのような素養を身につけて欲しいか、というメッセージがあふれているのですが、まずはその基本的な部分を見ておきましょう。

① 体系的カリキュラム

「法学・政治学」という、奥の深い学問のすべてを4年間で「極める」ことはムリですが、皆さんが学問体系のおおよその骨格を把握することで、この学問の魅力にふれることができるよう配慮しています。そのために、授業科目の選択における皆さんの自由を尊重しつつも、特定の領域にかたよって履修することのないよう、授業科目をグループに分け、一定のグループの中で必ず履修しなければならない最低限の科目数（選択必修）を設定しています。

② 階層的カリキュラム

高校では、それぞれの教科は、他の教科とは独立しているのがふつうで、たとえば世界史の勉強をしながら、数学のことを考える、というようなことは、たぶんなかったと思います。共通教育科目もおそらくはこれに近いでしょう。これに対して、法学類の専門科目では、ある授業科目の理解を前提にして進められる授業科目が非常に多くなっています。そのために、授業科目の履修は、早い学年のうちに基本的な授業科目を着実に修得し、学年が進むとそれを前提とする応用的・発展的な授業科目を修得するというのが基本的な流れになります。

③ 学生の進路に配慮したカリキュラム

大学は学問をする場であると同時に、将来の進路に向けた準備をする場でもあります。そのため、3年次進級時に「公共法政策コース」、「企業関係法コース」、「総合法学コース」のいずれかを選択することで、皆さんが将来の進路に即した学修ができるようにしています。

¹⁵⁾ もっとも、法学の分野に関しては、わが国で現に通用している法令の意味内容を体系的に理解する（「覚え込む」ではありません、念のため）ことに学修のコアがあります（これを法解釈学といいます）。そして、たとえば金沢と名古屋と東京とでは、まったく同じ法令が施行されているのですから、この学修のコアとなる部分は、授業科目の名称の違いはあっても、内容的にそれほど大きな違いはありません。ただ、この内容のうち何をどれだけ身につけるべきなのかは、当然違いがあり、たとえば必修科目の多少や、選択必修科目のグルーピングなどに表れてきます。また、法学の学修は、このコアの部分にとどまるものではないので、それを取りまく部分（基礎法学と、政治学などの法学に隣接する学問分野を扱う授業科目の位置づけ）には違いが出てきます。

(2) 1・2年次（法学類共通）

① 学類共通カリキュラム

1・2年次のカリキュラムは、将来いずれのコースを選択するかにかかわらず、法学類のすべての学生に共通になっています。その内訳は、専門基礎科目、基本科目 I（公共法政策系）、基本科目 II（企業関係法系）、演習科目に大別され、さらに人間社会学域の各学類の学生全員が履修する必要のある、学域 GS 科目と学域 GS 言語科目があります。

(1) 専門基礎科目（8単位中4単位以上・選択必修（編入学生は任意選択））

法学概論，政治学 A・B，民事法入門 A・B

法学概論と政治学 A・B は、法学、政治学全体の見取り図あるいは基本的な考え方を身につけることを目標としています。民事法入門 A・B は、法学の各分野の最も基本となる民法（民法及び民事手続法）分野の入門とともに、専門分野（あるいは授業科目）相互の関係を理解し、4年間にわたって計画的に履修をすすめて行くことの重要性を実感してもらうことをも目的としています。

(2) 基本科目 I（公共法政策系）（34単位中18単位以上・選択必修）

憲法（人権）A・B，憲法（統治）A・B，行政法総論 A・B，刑法総論 A・B，刑法各論 A・B，国際法 A・B
公共政策論 A・B，政治思想史 A・B，地方政府論

このワクは、社会の公的枠組みを形作っている法（公法といいます）のうち基本的なものを対象とする授業科目と、政治・政策系の授業科目とに大別されます。コース選択に際して公共法政策コースを選択する場合には、学年が進んでからでも、このワクの授業科目の卒業に必要な単位数を超えて、できるだけ多く修得することを強くおすすめします。

(3) 基本科目 II（企業関係法系）（20単位中10単位以上・選択必修）

民法総則 A・B，物権法 A・B，債権総論 A・B，債権各論 A・B，会社法 A・B

このワクは、企業を含む私人どうしの活動を規律する多様な法分野（私法とか、民法といいます）のうち、もっとも基本となる部分を取り扱う授業科目から成り立っています。コース選択に際して企業関係法コースを選択する場合には、コース別のカリキュラムの中に、このワクの授業科目の内容の十分な理解を当然の前提にした授業科目が数多く存在するので、このワクの授業科目は心して履修するようにしましょう。

(4) 演習（ゼミ）形式の授業科目（選択、履修することが強く望まれる）

法学類では、少人数で開講する演習（ゼミ）形式の授業を重視しています。すでに1年Q1・Q2に、共通教育科目として初学者ゼミI、IIを提供していますが、これに続いて、専門科目として、1年Q3から基礎演習を、2年Q1からはさらに外国書講読を提供します。いずれも、1単位科目で、基礎演習は通算6単位まで、外国書講読は通算10単位まで履修することができます¹⁶⁾。選択科目ですから、履修しなくても卒業には影響しませんが、履修して修得した単位は卒業に必要な単位数にカウントすることができますから、積極的に履修してください。

基礎演習は、3年次以降に提供される「演習」への橋渡し、準備として開講される授業科目です。担当教員によって、とりあげるテーマや進行のしかたは異なりますが、参加者が自分の報告テーマを決めて資料収集などの準備をおこない、毎回の演習は報告者の報告をもとに、参加者で議論をするという形式で進められるものが多いようです。また、外国書講読は、共通教育で学んだ初習言語と、法学・政治学の専門分野との接続を図るものです。担当教員の指導を受けながら、参加者が外国語で書かれた論文や専門書を読むことを通じて、外国語文献の基礎的読解力を高めるとともに、それに基づく考察能力を養い、外国法や外国の政治について、その外国語によって知識を習得することを目的としています¹⁷⁾。

(5) 法律実務（2単位（Q3）・選択）

法律実務は、1年次から履修できる選択科目です。法学類と法科大学院との連携の一環として、金沢大学法科大学院出身者を中心に、法が実際に運用されている現場におられる弁護士の先生方を講師にお招きして、事件処理の実体験に裏打ちされたお話を聴くオムニバス形式の授業です。通常の講義科目で学んでいる法知識や法理論が、実社会ではどのように使われているのかに目を向けることの重要性を学ぶことができます。

② 学域GS科目、学域GS言語科目について

(1) 学域GS科目（合計2単位・必修）

学域GS科目は、共通教育科目のGS科目と同様、金沢大学<グローバル>スタンダードに対応し、専門教育科目として原則、1年次後期（Q3・Q4）、2年次前期（Q1・Q2）に開講されます。人間社会学域がカバーする学問領域がとて多様であることを反映して、科目によってかなりの濃淡はありますが、多かれ少なかれ、各学類における専門分野に共通

¹⁶⁾ なお、同一クォーターに複数提供されている基礎演習、外国書講読を、同時に2つ以上重複して履修することは差し支えありません。また、同一教員の提供する基礎演習、外国書講読であっても、授業内容が同じでなければ、別のクォーターに再度履修することも差し支えありません（細則5条の2第2項2号・3号）。

¹⁷⁾ 法学類での勉強と外国語との関係については、第1章「5. 授業科目あれこれ」の、言語科目のところで説明しました。

の基盤となるような内容を含む授業科目となっています。人間社会学域規程別表第3-1¹⁸⁾に掲げる授業科目(原則として、1単位科目)の中から**合計2単位が必修**となっています¹⁹⁾。なお、学域GS科目は、共通教育科目のGS科目と同じく、履修希望者が適正人数を超えると、コンピュータによる抽選が行われます。抽選結果の確認、補正登録等の方法は、GS科目と同じです。

(2) 学域GS言語科目(合計2単位・必修)

学域GS言語科目は、共通教育科目のGS言語科目に続けて、専門教育科目として開講される1単位の英語科目で、「学域GS言語科目I」「学域GS言語科目II」の**合計2単位が必修**となっています²⁰⁾。2年次の原則として、Q1とQ2に授業として開講するほか、下記のいずれかの方法でも単位を取得することができます。

①外部検定試験による認定：各種の英語検定試験で所定のスコアや成績を得た場合、申請により「学域GS言語科目」の単位認定を受けることができます。対象となる検定試験およびスコアは次のとおりです。

試験名	スコア等成績
TOEIC (Listening & Reading Test)	630 以上
TOEIC (Listening & Reading IP Test)	630 以上
TOEFL iBT	64 以上
TOEFL-ITP	513 以上
IELTS	5.5 以上

②派遣留学以外の海外研修参加による認定：本学の提供する各種の海外研修プログラム²¹⁾に参加した場合、研修期間1週間につき1単位として「学域GS言語科目」の単位として認定することがあります。

③金沢大学ELPセンター提供科目による認定：タフツ大学ELPセンターが提供する科目を履修することによって「学域GS言語科目」の単位として認定することがあります。

④派遣留学による認定：本学との交流協定に基づき外国の大学に留学した場合、留学先での修得単位の一部を「学域GS言語科目」の単位として認定することがあります。

¹⁸⁾ 人間社会学域規程は、第4章資料編の4.を参照して下さい。なお、表中の授業科目のうち、「ジェンダーと教育」は、Q3とQ4とで同じ内容のため、2回履修しても、1単位しか認定されません。これに対し、同じ名前だがアルファベットまたは数字で区別されている授業科目は、それぞれ別の内容なので、両方履修すれば、2単位が認定されます。

¹⁹⁾ なお、2単位を超えて修得した学域GS科目の単位は、法学類細則別表第1所定の、卒業に必要な単位数にはカウントできません(法学類細則4条2項)。

²⁰⁾ なお、2単位を超えて修得した学域GS言語科目の単位は、法学類細則別表第1所定の、卒業に必要な単位数にはカウントできません(法学類細則4条2項)。

²¹⁾ 国際機構Webページ(<https://sgu.adm.kanazawa-u.ac.jp/international/>)に掲載されているものの外、法学類で行っているエジンバラ大学法律英語研修、人文学類または国際学類が、専門科目「異文化体験実習」として実施する語学研修(英語圏で行うもの)が対象となります(☞(4)①(1)①②参照)。

授業として履修するための具体的手続、①～④の方法による認定を受けるための具体的手続等は、掲示によりお知らせします。なお、①～④の場合、成績評価は「認定」となり、GPA 算出の対象外となるほか、認定を受けた単位数は、履修登録単位数の上限にはカウントされません。また、授業の履修によりすでに1単位を修得している場合は、残りの1単位分のみを認定します。

なお、「学域 GS 言語科目 II」は、TOEIC 公開テスト、TOEIC-IP、TOEFL、IELTS、GTEC、BULATS のいずれかの外部試験を受験することが単位認定要件のひとつとなります。ただし、GS 言語科目（TOEIC 準備）で1年次 Q4 に受験した TOEIC-IP は対象になりません²²⁾。また、TOEIC 760 以上、TOEFL-iBT 80 以上、TOEFL-ITP 550 以上、IELTS 6.0 以上のいずれかのスコアを有するか、大学が定める英語圏を国籍とする場合及び編入学生は免除されます。

③ 法曹養成プログラムについて

法曹養成プログラムは、法曹を志望する皆さんを対象として、法学類における法律基本科目の学修と法科大学院の短縮（2年）コースにおける学修とを一貫的に接続させて、体系的・効率的な学修を進めるしくみです。プログラムを修了するには、原則として法学類を3年で早期卒業（☞（3）⑦）することが求められ、修了者には、法科大学院の短縮コースの特別選抜入試の受験資格が与えられます²³⁾。

法曹養成プログラムへの登録は、3年次前期の所定の期日までに LMS 上から行ってください（法学類細則4条の2第2項）。登録人数の上限はありませんが、このプログラムは総合法学コース内に設置されているため（同条1項）、コース選択（☞④（3））に際して、登録者が総合法学コース以外のコースに所属することになった場合²⁴⁾、及び、登録者が総合法学コースから他のコースに転コース（☞④（4））をした場合は、登録は自動的に抹消されます（同条3項）。

法曹養成プログラムの修了には、法学類細則別表第4に掲げる授業科目の単位をすべて修得するとともに、GPA 値が2.9以上であることが必要です²⁵⁾。

²²⁾ したがって皆さんは、原則として「**在学中2回以上、英語の外部試験を受験しなければならず、さもないと卒業できない!**」ことに留意してください。

²³⁾ 特に、金沢大学法科大学院の特別選抜入試においては、法律科目の論文式試験が免除されます。

²⁴⁾ プログラムに登録したからといって、当然に総合法学コースに所属できるわけではありません。後述のように、総合法学コースは GPA が 2.0 以上でないと選択することができませんし、選択者が定員を超えた場合は、選考が実施されますから、日ごろからの勉強が重要になります。

²⁵⁾ プログラムに登録した学生が、プログラムの修了に必要な単位を修得できなかった場合でも、総合法学コースの卒業に必要な単位を充足していれば、法学類を卒業することはもちろん可能です。

法曹養成プログラムの修了に必要な単位（法学類細則4条の2第4項・別表第4参照）²⁶⁾

年次・Q	公法系	民事系	刑事系
1	Q3 憲法（人権）A		
	Q4 憲法（人権）B		
2	Q1 憲法（統治）A	民法総則 A, 債権各論 A	刑法総論 A
	Q2 憲法（統治）B	民法総則 B, 債権各論 B	刑法総論 B
	Q3 行政法総論 A	物権法 A, 債権総論 A, 会社法 A	刑法各論 A
	Q4 行政法総論 B	物権法 B, 債権総論 B, 会社法 B	刑法各論 B
3	Q1 行政救済法 A	民事訴訟法 A, 会社法 C, 商法総則・商行為法 A	刑事訴訟法 A
	Q2 行政救済法 B	民事訴訟法 B, 会社法 D, 商法総則・商行為法 B	刑事訴訟法 B
	Q3	手形法・小切手法	
	Q4	家族法	

④ コース選択について（2年次後期）

(1) はじめに

法学類では、3年次以降、コース別のカリキュラムによって履修を進めて行くことになりますので、皆さんは、2年次後期の所定の時期に、いずれかひとつのコースを選択しなければなりません。コース別のカリキュラムの詳細は、次の（3）で説明することにして、ここでは、各コースの概要とコース選択のための手続、一度選択したコースを3年次以降に変更したい場合の手続について説明します。

(2) 各コースの概要

法学類には、皆さんの進路志望に応じて、「公共法政策コース」「企業関係法コース」「総合法学コース」の3コースが設けられています（学則5条、学域規程2条）²⁷⁾。

	公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース
進路志望	おもに国や地方公共団体の公務員（行政職）を志望する学生	おもに民間企業への就職を志望する学生	おもに法科大学院または法学系の大学院修士課程への進学を志望する学生

²⁶⁾ なお、法曹養成プログラムの修了者が「法理学A」「政治学各論A」の単位を修得して、金沢大学法科大学院に進学した場合、法科大学院の法学既修者認定における履修免除の対象となり、法科大学院において「法理学」「政治学」を改めて履修する必要がなくなります。

²⁷⁾ 編入学生は「総合法学Bコース」に所属となります。

カリキュラムの特色	<p>社会の公的枠組みを作っている法律の理解を深める授業科目と、官公庁における政策形成の過程や、統計的データを活用する方法を学ぶ政治・政策系の授業科目とがコアになっています。</p>	<p>現代のきわめて多彩な企業活動を規律するために、きわめて多様な法分野が存在することを反映して、企業活動を多角的に分析する授業科目がコアになっています。</p>	<p>このコースは、基本的に自由選択制であり、各自の興味関心に応じて、自らが必要と考える授業科目を選択・履修します。その上で、卒業論文または判例研究をまとめることで、主体的学習の成果を実証します。</p>
-----------	--	--	---

ただしコースの選択には、各コースがおもに想定する進路に進むことを、皆さんに強制するという意味はまったく含まれていません²⁸⁾。実際、皆さんの先輩でも、例えば公共法政策コースに所属して、民間企業に就職した、企業関係法コースに所属して、法科大学院に進学した、総合法学コースに所属して公務員になった、などの人はたくさんいます。

(3) コース選択のための手続 **<重要>**

2年次後期に開催される、コース選択ガイダンスを受けて、所定の期日までに、LMS コースから登録することによって、志望コースを届け出てください（法学類細則 2 条 2 項）。公共法政策コース・企業関係法コースについては、皆さんの志望どおりに所属コースが決定されます。これに対して、総合法学コースについては、次のような約束事があります。

法学類細則 2 条

- 3 項 総合法学コースを志望する者は、コース選択時までの成績が、履修規程第 15 条の定めるところにより算出した GPA 値で、2.0 以上でなければならない。
- 4 項 総合法学コースの志望者が、30 名を超過した場合は、コース選択時までの GPA 値及び面接により、選考を行うことがある。

つまり、総合法学コースは、一定水準以上の学業成績をおさめた学生を、少人数でさらに鍛え上げるところである、と考えてください²⁹⁾。なお、これまでのところ総合法学コース

²⁸⁾ 逆に、各コースが想定する進路を実現するための知識が手っ取り早く身につく、などと安易に考えてはいけません。例えば、「公共法政策コース」では、公務員試験の受験科目について、ひと通りの知識を身につけるべきことを当然の前提として、法学類を卒業して実際に公務員として仕事を始めた後に要求される基本的な素養（頭の使い方）を理解することこそが主眼になっています。

²⁹⁾ したがって、総合法学コースは、「大学院受験対策コース」ではありません。ここでも、受験のためのひと通りの知識を身につけるべきことは当然の前提で、進学後に、あるいは大学院を修了して仕事を始めた後に要求される基本的な素養（頭の使い方）を身につけることこそが主眼になっています。

皆さんの中には、「そんなことは進学後に考えればいいことで、当面はそこそこにやっとう」と考える人もいるかもしれません。しかし、進学前に大学院での学修のあり方を、身をもって実感しているかどうかで、進学後の学修に対するスタンスは決定的に違ったものになり、ひいてはそこから得られる成果もまったく違ったものになりますし、法律家の人口が増加し、今や司法試験に受かって、そしてそ

志望者の選考を実施したことはありません。

近年のコース別選択状況

(入学年度)	公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース
2016	120名	38名	18名
2017	119名	38名	18名
2018	109名	45名	25名

注：コース選択をするのは、入学年度の翌年度、選択したコースでの学習が始まるのは、翌々年度です。2016年度の人数には編入学生を含みます。

(4) 転コース

いったん選択したコースで履修を始めたが、どうも自分には合わない、という場合は、所属コースの変更（転コース）ができます³⁰。この場合、所定の願い出書を教務係に提出してください。転コースは、学期の始めから行うことができますので、願い出は学期末の休業期間中の所定の期限までに行ってください。なお、転コースを許可された学生は、転コース後の所属コースにおいて、1年以上履修しなければなりません（法学類細則3条3項）。

⑤ 演習所属について（2年次後期）

(1) はじめに

3年次から開講される演習は、同じ専門分野に興味を持つ仲間が集い、あらかじめ提示されたテーマや、各自がそれまでの履修によって温めてきた問題関心について、自らの力で文献を調べ、報告レポートを作成し、仲間の前で発表し、それに対して、教員や仲間と意見をぶつけ合うというプロセスの中で、改めて自分の考えを築き上げて行く場になります。ひとつのテーブルを囲んで熱い議論を戦わせる演習は、学習面において非常に有意義であることはもちろん、同じ専門分野に興味をもつ（ときには、将来同じ進路を志す）仲間や教員と身近に触れ合うことができ、まさに法学類における学習の醍醐味のひとつであると言えるでしょう。

演習は、クォーター単位で開講する1単位科目ですが、留学や休学などの特別の事情がない限り、1年間を通じて同一教員の演習をセットで履修してください。法学類では演習を重視しており、皆さんは、4単位を必修科目として履修するとともに、選択科目としてさらに8単位まで履修することができます。必修科目としての演習については、2年次後期に、皆さんが自分の志望する演習を選択することになります。ここでは、演習を履修する前提

の時あなたは、いったい何をやれるのかが問われる時代です。

³⁰ ただし、公共法政策コース、企業関係法コースから総合法学コースへの転コースは、総合法学コースの趣旨にてらし、できません（法学類細則3条1項但書）。

として修得していることが必要な単位（演習の履修要件）、演習を選択する際の条件、演習所属の手続について説明します。

(2) 演習の履修要件 **<重要>**

演習の履修要件（法学類細則6条1項）

- 導入科目 4単位
 - 「大学・社会生活論」 「初学者ゼミⅠ」 「データサイエンス基礎」 「地域概論」
- GS科目3A「プレゼン・ディベート論（初学者ゼミⅡ）」
- 専門基礎科目のうち4単位

演習を履修するには、これらの単位を修得していることが必要です。演習所属の手続の時点で未だ修得していなくても、演習所属の手続をすることはできます。この場合、演習開講時までには単位を修得することを条件として演習所属が確定します。したがって皆さんは、**2年次Q3・Q4（後期）の時間割を作る際に、この要件を充足しているかを必ず確認**してください（□にチェックを入れるとよいでしょう）。演習所属の手続は、履修登録期間よりも後に行われますので、そのときに取りこぼしに気がついても取り返しがつきません！

(3) 演習の選択についての条件

法学類の学生は、法学類が提供するたくさんの演習の中から、自分の興味関心に応じて自由に選択することができます。ただし、法学類専任教員及び法科大学院専任教員の提供する演習以外の演習は、必修科目として履修することはできず、選択科目としてのみ履修することができます（法学類細則6条3項）。法学類専任教員、法科大学院専任教員については、「6. 教員紹介」の名簿を参照してください。

(4) 演習所属の手続

必修科目としての演習を履修するには、履修登録手続に先立ち、演習所属を決定するための手続をとる必要があります。演習は少人数で開講されるため、特定の演習に志望者が集中した場合には調整が必要となるためにこの手続が設けられています。手続のながれは、2年次後期のコース選択手続終了後に掲示されます。そのほか、ゼミ選択のための情報は、次の方法で皆さんに提供します。

シラバスの公表：LMS コースに掲載します。

ゼミ説明会の開催：ゼミのあらましについて、担当の先生・ゼミ生が説明します。

ゼミ見学：見学の可否については、あらかじめ、担当の先生に問合せください。

ゼミ紹介文集：法学類学生相談室が編集し、LMS コースに掲載します。

皆さんはこれらの情報をもとに、所定の期限までにLMSコースから演習の志望登録をしてください。志望者が、担当教員の定める定員以下であれば、所属が確定します。定員を超過したときは、志望者に志望理由書を提出してもらい、担当教員が選考を行います（法学類細則6条2項）。具体的な手続の日程、選考の細目などについては、掲示に注意してください。所属が確定した演習については、開講時に他の授業科目と同様の履修登録手続をする必要があります。なお、演習は、履修登録単位数の上限にカウントしません。また、以上の手続を経て、いったん所属が確定した演習を、開講前または開講年度の途中に変更することは、やむを得ない事情がない限り原則として認められませんから、選択に際しては、ゼミ説明会や見学会に積極的に参加するなどして慎重に検討して下さい。

(5) 選択科目としての演習について

選択科目としての演習は、4年次に8単位まで履修することができます。①3年次に履修したのと同じ演習のみを引続き履修する場合、②3年次に履修したのと同じ演習を引続き履修するとともに、別の演習を追加して履修する場合は、通常の履修登録手続以外に、特別の手続は必要ありません。これに対して、③3年次に履修したのとは別の演習のみを新たに履修する場合は、所定の期限までに「演習所属変更申請」の手続をしてください。

(3) 3・4年次

3年次以降は、皆さんが所属するコースごとに適用されるカリキュラムが異なるため、卒業要件として履修すべき授業科目も所属するコースごとに異なります。以下では、各コースのカリキュラムのコアとなる科目と、それぞれの選択必修のワクに含まれる授業科目の履修上の注意点を説明してから、皆さん全員に共通することがらを説明します。なお、各コースのコアとなる科目以外の選択科目も、興味・関心に応じて積極的に履修してください。

① 公共法政策コースのカリキュラム

公共法政策コースのカリキュラムのコアとなる科目は、基本科目 III、応用科目 I、応用科目 II の3つに区分されています。

(1) 基本科目 III (28 単位中 14 単位・選択必修)

家族法、民事訴訟法 A・B、会社法 C・D

税財政法 A・B、労使関係法、雇用関係法 A・B、社会保障法 A・B、経済法 A・B

このワクは、学類共通の基本科目 I、II を前提にして、公共法政策コースと企業関係法コースとで共通となっています。基本科目 I、II だけではカバーしきれない部分を取り扱う授

業科目と、公法分野と私法分野とが交錯する法分野を扱う授業科目とが含まれます。基本科目 I, II の履修に続いて、計画的に履修を進めてください。

(2) 応用科目 I (14 単位中 6 単位・選択必修)

行政救済法 A・B, 地方自治法, 国際法 C・D, 刑事訴訟法 A・B

このワクには、公法分野の授業科目が含まれます。専門基礎科目、基本科目 I, II, III に区分されている各授業科目との関連性を十分に意識しながら履修してください。

(3) 応用科目 II (22 単位中 10 単位・選択必修)

計量分析, 計量分析実習, 政治学各論 A・B, 行政学 (制度), 行政学 (管理), 行政学 (政策), 地方自治論 A・B, 政治コミュニケーション論 A・B

このワクは、政治・政策学分野のうち、学類共通の基本科目 I (公共法政策系) だけではカバーしきれない部分を取り扱っています。これも基本科目 I の履修に続いて計画的に履修を進めてください。

② 企業関係法コースのカリキュラム

企業関係法コースのカリキュラムのコアとなる科目は、基本科目 III, 応用科目 III の 2 つに区分されています。

(1) 基本科目 III (28 単位中 14 単位・選択必修)

家族法, 民事訴訟法 A・B, 会社法 C・D

税財政法 A・B, 労使関係法, 雇用関係法 A・B, 社会保障法 A・B, 経済法 A・B

このワクは、学類共通の基本科目 I, II を前提にして、公共法政策コースと企業関係法コースとで共通となっています。基本科目 I, II だけではカバーしきれない部分を取り扱う授業科目と、公法分野と私法分野とが交錯する法分野を扱う授業科目とが含まれます。基本科目 I, II の履修に続いて、計画的に履修を進めてください。

(2) 応用科目 III (28 単位中 10 単位・選択必修)

商法総則・商行為法 A・B, 手形法・小切手法, 民事執行・保全法, 倒産法, 知的財産法 A・B, 国際経済法, 国際私法 A・B, 国際取引法 A・B, 外国法 A・B

このワクは、企業を取り巻く現実の法律問題のうち、発展的・先端的な分野を取り扱う授業科目から成り立っています。専門基礎科目、基本科目 I, II, III に区分されている各授

業科目の理解が十分でないと、理解するのが難しい科目が多いので、科目相互の関連性を意識しながら履修してください。

③ 総合法学コースのカリキュラム

総合法学コースのカリキュラムは、基礎法学科目から成り立っている次の応用科目 IV(16 単位中 4 単位・選択必修)をのぞき、基本的に自由選択制となっています。

法理学 A・B, 日本法制史 A・B, 西洋法制史 A・B, 東洋法制史 A・B
--

そして、自由選択制の下での主体的な学習の成果を実証するために、演習科目に選択必修のワクが設定され、総合法学演習、法律実務インターンシップ、判例研究、卒業論文のうちから、6 単位を修得する必要があります。ここでは、総合法学コースに所属する学生だけが受講できる、総合法学演習と判例研究について説明します。法律実務インターンシップについては④を、卒業論文については⑤を、参照してください。

(1) 総合法学演習 (学期単位開講で 2 単位, 4 単位まで履修可)

法科大学院への進学を志望する学生をおもな対象に、すでに講義形式の授業科目で履修している分野を素材として、法科大学院で行なわれている授業形態を実際に体験する場を法科大学院の授業を担当している先生方が提供し、進学へのモチベーションを高めるとともに、進学後に法科大学院での学習にスムーズに移行できるための授業を行います。

法学の授業という、一般には教員が一方的に講義をするスタイルがイメージされるでしょう。しかし、法科大学院の授業は、教員と学生あるいは、学生同士の双方向・多方向の対話・討論によって進行するもの(いわゆるソクラテス・メソッド)が主流になっています。そのため、授業参加者は、教科書・判例集等についての十分な予習が求められており、また、小テストが随時実施されるので、適時かつ十分な復習も求められています。さらに期末試験は、問題の解決とは直接関係のない事実も含むかなり長文の事例問題として出題され、解答者はその中から重要な事実を自力で抽出し、それを前提に法律構成等を検討することが求められ、当然のことながら、答えは、厳格に採点・評価されています。進学前に、このような授業スタイルになじんでおくことは、進学後の学習に対する姿勢を強く自覚できるだけでなく、そこで得られる成果もより大きなものになるでしょう。法科大学院の授業の「厳しさ」を体感するとともに、より深く学び、「わかる喜び・楽しさ」を実感してください。

(2) 判例研究 (学期単位開講で 2 単位, 4 単位まで履修可)

判例とは、現実には起こった事件について裁判所が法令を適用して下した判断のうち、先

例としての価値があるものをいいます。先例としての価値があるということは、類似の事件が再び裁判所に持ち込まれれば、同様な判断が下される可能性が高いわけですから、判例の法律実務上の重要性は言うまでもありません。また、判例は現実起こった問題に即して、ひとつの結論が導かれるまでのプロセスを背後に背負っていますから、往々にして机上の空論に陥りがちな法解釈学にとっても、重要な意味があります。このため、わが国の法解釈学では、判例を多角的に研究することが盛んにおこなわれています。

総合法学コースの判例研究は、受講者が指導教員の指導の下に、実際に判例の多角的研究を行い、それを文章にまとめるという実践を通じて、将来、法律実務家または法学の研究者として判例を研究する上での基本的な技法を身につけ、あわせて自由選択制の下での主体的学習の成果を実証することを目的としています。また、プレゼンテーション能力を向上させるため、判例研究の提出締切りに先立ち、執筆者による報告会を実施します。法学類・法科大学院の教員・学生は、報告会に自由に参加して、報告を聴き、報告者に質問をすることができます。報告会での報告は、単位認定の条件となっていますから、執筆者は報告会担当教員の指示に従って準備してください。

判例研究は、学期単位で開講される授業科目のひとつですから、履修を希望する学期(Q1またはQ3)に他の授業科目とおなじく履修登録の手続をすることが必要です。それに加えて、法律学科目を担当する法学類専任教員または法科大学院専任教員³¹⁾を指導教員とし(同一の教員を指導教員とする判例研究は2単位のみ履修可)、その承認を得た上で、掲示によってお知らせする期間内に所定の申請書を教務係に提出してください(法学類細則5条1項2号)。なお、判例研究は授業形態が特殊なので、時間割表に固定した開講曜日・時限は設定されていません。したがって、判例研究の単位数2単位は、履修登録単位数の上限にもカウントされません。判例研究の提出要領、提出期日等の詳細も、掲示によって通知します。

④ 法律実務インターンシップ(法学類共通、総合法学コースは選択必修)

(1) インターンシップとは?

インターンシップとは、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)と定義されています。簡単に言えば職業体験のことで、一般的には「学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」を指しています。皆さんの大半は大学を卒業すると就職することになります。しかし、現在のあなたは自分が将来就きたい職業に関する知識を正確に持っていますか? この質問に胸を張って「はい」と答えられる人は何人いるでしょうか。皆

³¹⁾ 法律学科目を担当するのは、「6. 教員紹介」に掲げた名簿で、公法学・社会法学部門、民法部門に所属している教員です。なお、法科大学院専任教員を判例研究の指導教員とすることができるのは、当該教員が提供する演習に所属している学生に限ります。

さんの持つ職業観はイメージでしかないことが多いのです。そのため、インターンシップを通じて、職業について具体的な知識・経験を獲得し、自分の適性について考えることはとても大事です。就職してから「こんなつもりではなかった…」と思うことのないように、どのような進路志望かを問わず、インターンシップに参加してみてください³²⁾。

(2) 「法律実務インターンシップ」

法学類では、インターンシップのうち、法律事務所、司法書士事務所、企業法務関係で特に法学類の学生を受け入れたいという一部の民間企業が受入れ先となるものに限り、「法律実務インターンシップ」として単位認定の対象とします³³⁾。法律実務インターンシップは、総合法学コースでは選択必修科目（それ以外のコースでは選択科目）となっていますが、コース選択前の2年次から履修することができます。履修のための手続き等は、後日、掲示でお知らせします。

⑤ 卒業論文（通年6単位、総合法学コース・選択必修、他のコース・選択）

卒業論文とは、最終学年の1年間に行った研究成果をまとめた論文のことです。講義や演習でのレポートは、担当教員が指示した課題について調べることを主な目的としているのに対して、卒業論文では指導教員の指導を受けながら、自分の興味ある問題について主体的に研究し、執筆する作業が中心となります。総合法学コースでは、自由選択制の下での主体的学習の成果を実証することを目的として、選択必修科目となっており、特に修士（博士前期）課程への進学を志望する人は、自力で論文をまとめるという作業になじんでおくために、履修することが強く望まれます。また、公共法政策コースおよび企業関係法コースでは選択科目ですが、大学生活の総仕上げとして、履修することが望まれます。

卒業論文は、授業科目のひとつですから、4年前期（Q1）に他の授業科目とおなじく履修登録の手続きをすることが必要です。それに加えて、おおよそのテーマと指導教員を決め、指導教員³⁴⁾の承認を得た上で、掲示によってお知らせする期間内に所定の申請書を教務係に提出してください。なお、卒業論文は授業形態が特殊なので、時間割表に固定した開講曜日・時限は設定されていません。したがって、卒業論文の単位数6単位は、履修登録単位数の上限にもカウントされません。卒業論文の提出要領、提出期日等の詳細は、掲示によって通知します。

³²⁾ 官公庁や、学類、専門分野を問わない受入れ先でのインターンシップは、「就職支援室」（☎第3章6.）が学内窓口となります。

³³⁾ 官公庁や一般の企業で実施されるインターンシップは、単位認定の対象とはなりません。なお、法律実務インターンシップは、履修登録単位数の上限にカウントしません。

³⁴⁾ 指導教員とすることができるのは、原則として法学類専任教員または準専任教員（「6. 教員紹介」に掲げた名簿を参照してください）ですが、法科大学院専任教員の提供する演習を選択した学生に限り、当該教員を卒業論文の指導教員にすることもできます。

⑥ その他の選択科目（法学類共通）

法学類細則別表第2の、応用科目IVの下にある、「選択科目」、「その他選択科目」というところに区分されている授業科目は、いずれも卒業に必要な単位数の合計に算入することができますので、皆さんの興味関心に応じて、積極的に履修してください。

⑦ 早期卒業制度について（法学類共通）

ここまで、大学を卒業するには4年間+ α の間、在学することが必要であるという前提でしたが、実は、3年以上の在学で卒業できる場合があります。

金沢大学学則第60条

第1項 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得した学生が、学校教育法第89条に定める卒業を希望する場合は、前条の規定にかかわらず、学長はこれを認定することができる。

第2項 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

学域規程第21条

第1項 （省略）

第2項 前項の規定にかかわらず、学類は、学則第60条に定める早期卒業に関して必要な事項を定めることができる。

以下、あらましを説明します。詳細については、掲示に注意してください。

(1) 申請

早期卒業は、希望者がその適用を申請することが前提になります³⁵⁾。法学類では、3年次前期または後期の掲示によってお知らせする期間内に、申請することが必要です（法学類細則19条1項）。早期卒業は、卒業要件単位を優秀な成績で修得することが要求されていますから、申請の時点で、卒業要件単位を3年で修得する見込みがあり、かつ成績が一定水準にあることが必要です。このため、申請のためには、直近の学期までのGPA値が2.8以上で、かつ修得単位数が次の基準を満たしていることが必要です（法学類細則19条2項）。

3年次前期申請 ⇨ 84単位以上

3年次後期申請 ⇨ 105単位以上

(2) 早期卒業の認定

早期卒業の認定を受けるには、まず3年次終了時点で、卒業に必要な単位をすべて修得していることが必要です。その上で、GPA値が3.0以上である場合は、無条件で早期卒業

³⁵⁾ なお、前期に早期卒業の申請をした場合に限り、3年次に卒業論文を履修することができます。この場合、早期卒業の申請にあわせて、卒業論文の履修申請書を提出してください。

を認定します。また、皆さんの大学院への進学機会を拓げるために、GPA 値が 2.8 以上である場合は、本学の大学院法学研究科（法学・政治学専攻，法務専攻（法科大学院））の入学試験に合格しており，進学を確約できることを条件として，早期卒業を認定します。なお，早期卒業の認定が得られなかった場合は，通常どおり 4 年（+α）の在学が卒業のために必要となります。

（4）オプション

以下には、皆さんが、法学・政治学のコアとなる部分の勉強にプラスして、自分の「学び」の幅を広げたいと考えた場合に、大学が用意している「オプション」を紹介します。

① 語学研修・派遣留学

（1）語学研修への参加による単位認定

① エジンバラ大学法律英語研修

法学類では 2016 年度よりエジンバラ大学での研修を始めました。エジンバラ大学は 400 年以上の歴史を誇るイギリス・スコットランドの有力大学です。世界中から留学生や観光客が集まるこの魅力あふれる都市での研修は、皆さんにとってかけがえのない経験となるでしょう。実施時期、研修内容等は年度によって変わる可能性があります。実施時期はおおむね、2 月中旬（定期試験終了後）から 3 月上旬までの 3 週間、内容はイギリス法や裁判制度の基礎を学んだり、裁判所見学をしたり、日英比較の簡単なプレゼンを行ったりするものとなっています。なお、この研修に参加した人には、必修科目「学域 GS 言語科目」2 単位と、法学類の専門科目「海外語学研修」2 単位の合計 4 単位を認定します。

② 他学類が実施する語学研修

人文学類または国際学類が、専門科目「異文化体験実習」として実施する語学研修への参加によって修得した単位は、選択科目（法学類細則 4 条 5 項）または学域 GS 言語科目の単位として認定されます。詳細はシラバスに掲載されている担当教員や、教務係に問い合わせてください。

③ その他の語学研修

①②以外の、海外の大学が実施する語学研修に参加した場合、以下の手続きにより、法学類の専門科目「海外語学研修」の単位を認定します（研修の期間、内容により、2 単位または 4 単位）。この制度の利用を検討しているときは、早めに教務係に相談して下さい。

・研修予定時期の 1 か月前まで：教務係に、①研修プログラムの写し、当該外国語による計画書（A4 判用紙 100 語程度）を提出の上、教務委員会の指名する担当教員の面接指導

を受ける。

- ・研修終了後 1 カ月以内：担当教員に、①受講証明書又は終了証明書の写し、②当該外国語による報告書（A4 判用紙 300～400 語程度）を提出の上、面接を受ける。
- ・面接終了後遅滞なく：教務係に、①単位認定願、②担当教員の所見を記載した書面を提出する。

(2) 派遣留学制度

金沢大学には、世界各国に大学間あるいは部局間の交流協定校³⁶⁾があり、これらの大学等への留学や語学研修の機会があります。協定校への留学については、「金沢大学派遣留学プログラム」が設けられており（応募制）、このプログラムを利用すれば、留学先での授業料は不徴収となります³⁷⁾。留学先は、英語圏に限らず、世界各国にわたっており、学生交流の覚書を締結している協定校へは、3 か月以上 12 か月以内の留学をすることができます。

派遣留学プログラムの応募は、留学希望年度の前年度に下記の通り行われます。まずは学内選抜試験に合格し、その後、留学を希望する協定校へ実際に申請手続きを行います。詳しいことは、本部棟 3 階国際部留学企画課留学推進係へ相談してください。

- ・説明会 6～7 月頃
 - ・募集 1 次募集（7～10 月頃）、2 次募集（12～1 月頃）、3 次募集（4～5 月頃）
 - ・学内選抜試験（書類・面接）1 次募集（10 月頃）、2 次募集（2 月頃）、3 次募集（5 月頃）
 - ・必要書類 派遣留学計画書、派遣留学候補者推薦書、語学能力証明書（英語を使用する大学への派遣留学を希望する場合、所定の IELTS もしくは TOEFL-iBT のスコアが必要です。事前に受験しておいてください）
- ※必要書類や応募資格は年度によって変更される可能性がありますので、その都度必ず募集要項を確認してください。
- ・派遣留学のための各種奨学金については、その年度ごとに制度内容や支給者数が変動します。最新情報および詳細は、本部棟 3 階国際部留学企画課留学推進係または国際交流・留学 Web ページ（<http://sgu.adm.kanazawa-u.ac.jp/international/>）で確認してください。

(3) 法学類の交流協定校等

法学類は、台湾の台北大学及びフランスのトゥールーズ第 1 キャピトル大学と部局間交流協定を結んでいます。また、金沢大学が大学間交流協定を結んでいる大学のうち、台湾の政治大学、輔仁大学、成功大学については、法学類が協定の責任部局となっています。

³⁶⁾ 派遣留学先候補校（協定校）一覧については、金沢大学派遣留学 Web ページ

（<https://sgu.adm.kanazawa-u.ac.jp/international/category/studyabroad/>）を参照してください。

³⁷⁾ ただし、交流協定に加えて学生交換の覚書も結んでいる協定校に限ります。また、留学中も本学の授業料を納付する必要があり、これにより協定校での授業料が免除されます。

以下、これらの大学（すべて学生交流の覚書も締結）を紹介します。

<p>政治大学（台北市）：台湾の最有力国立大学のひとつです。国民党の幹部養成を目的として設立された「中央政治学校」が前身校であるため、「政治」という名称を冠していますが、現在では人文社会科学系の総合大学として発展を続けています。法学類の前身である法学部が2005年に同大学の法学院と協定を結び、2019年に全学協定に格上げされました。</p>
<p>輔仁大学（新北市）：台湾の私学では最有力の総合大学であり、本学にはない、傳播（コミュニケーション）、芸術、外語、民生（栄養・食品など）を専門とする学院（学士課程＋大学院）も有しています。正式名称は「天主教（カトリック）輔仁大学」であり、日本の上智大学など、世界のキリスト教系大学との交流を盛んに行なっていることも特徴です。2012年に協定を結びました。</p>
<p>成功大学（台南市）：南台湾の最有力国立大学です。台南市は台湾の古都であり、台南駅裏の広大なキャンパスに多くのレンガ造りの建物が残るなど、日本の京都大学に似た大学と言えます。2012年に社会科学院法律学系との間で部局間協定を結び、2019年に全学協定に格上げされました。</p>
<p>トゥールーズ第1キャピトル大学（トゥールーズ市）：欧州でも有数の古い歴史を持ち、法学部、経済学部、経営学部、情報学部など社会科学系の学部を擁します。パリ・リヨンに次ぐ学園都市であるトゥールーズの中でも主要な地位にあり、研究・教育ともに高い水準で知られ、フランスの政治・経済・法学分野の研究・教育の一翼を担っています。また、2014年ノーベル経済学賞受賞者のジャン＝マルセル・ティロー教授が、経済学部にも所属しています。2015年に法・政治学部との間で部局間協定を結びました。</p>
<p>台北大学（新北市）：1949年創立の台湾省立行政専科学校・台湾省立法商学院及び1961年創立の国立中興大学法商学院を前身とし、2000年に国立中興大学から独立して大学に昇格、国立台北大学となりました。台湾大学、政治大学と並ぶ台湾の法学教育の旗艦大学です。2020年に法律学院との間で部局間協定を結びました。</p>

(4) 留学先の大学で修得した単位の認定

留学先の外国の大学または短期大学において修得した授業科目の単位について、金沢大学の授業科目に互換可能なものがあるときは、審査を受け、その授業科目に読み替えて単位を認定する制度があります。互換可能なものがないときは、外国語で実施される法学または政治学に関する授業科目の単位を修得した場合に限り、「海外法学特別研究」または「海外政治学特別研究」として、その内容に応じて1単位から8単位を認定することがあります。

この制度による単位認定を希望するときは、帰国後2か月以内に所定の申請書に必要事項を記入し、教務係に提出してください。なお、単位認定の申請に対する審査に時間を要

することがありますので、9月に卒業しようとする場合は5月末までに、3月に卒業しようとする場合は11月までに申請してください。

(5) さらに詳しい情報にアクセスするには

本部棟3階には、派遣留学・海外留学関係の書籍等があり、自由に閲覧・貸出することができます。国際部事務室対応時間は、平日午前8時30分から午後5時までです。国際部の「国際交流・留学」Webページ (<https://sgu.adm.kanazawa-u.ac.jp/international/>) にも参考になる情報が掲載されています。また、毎年6月ごろに、派遣留学説明会、海外留学フェアが開催され、派遣留学の手続などの説明、各協定校からの交換留学生や派遣留学経験者による、協定校の様子や勉学・生活環境などの具体的な情報の提供があります。毎年1月下旬から2月上旬には派遣留学報告会も開催されています。

② 法学検定試験

法学検定試験は、公益財団法人日弁連法務研究財団と公益社団法人商事法務研究会が共同で組織した法学検定試験委員会が、各法分野の全国の法学研究者の協力を得て、法学に関する学力を客観的に評価することを目的として実施している検定試験です。法学に関して何をどれくらい修得しているかを全国規模で客観的に証明することのできる、わが国唯一のツールになっており、現在、次の3コースで実施されています。

法学検定試験の各コースとその概要

<p>ベーシック 〈基礎〉コース</p>	<p>おおむね、法学類2年次程度のレベルで、法学入門、憲法、民法、刑法といった基本法についての基礎的知識・能力を測る試験です。日常の学習のまとめや目安として活用することができます。</p>
<p>スタンダード 〈中級〉コース</p>	<p>おおむね、標準的な法学類3年次程度のレベルで、法学一般、憲法、民法、刑法の必須科目に加え、将来の進路や学習の度合い等に応じて4科目（民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法）から1科目を選択します。基本的な条文の解釈や重要判例の理解度を測る試験で、各種資格試験や採用試験の腕試しとして、さらには法律学の知識・能力の到達度測定手段として利用することができます。</p>
<p>アドバンスト 〈上級〉コース</p>	<p>おおむね、学習の進んだ法学類3年次から法学類卒業程度のレベルで、スタンダード〈中級〉コースと同様の選択科目のほか、やや発展的な科目（労働法、倒産法、経済法、知的財産法）を加えた中からもう1科目を選択します。将来法曹を目指すためのステップとして、また企業や官公庁等において法律実務を担当しうだけの一定水準以上の体系的な法学の実力を証明する試験として利用され、相当高度なレベルとなっています。</p>

法学検定はあくまで検定試験ですから、それ自体が何かの資格に結びついているわけではありません。したがって皆さんとしては、法学検定試験に合格することだけを目標にすることは、それほど意味がありません。むしろ、他の資格試験・採用試験に向けた基礎固めあるいは腕試しとして、さらには法学類における日頃の勉強のよきペースメーカーとして活用すると、大変有効でしょう。法学類では、そのような皆さんのモチベーションを高めるために、法学検定試験の合格者には、申請により「法学概論」（当該年度の「法学概論」の成績が保留となった者のみ）または「特講（法学検定 I）」（2 単位）、「特講（法学検定 II）」（4 単位）の単位を認定します。

なお、法学類では、金沢大学生協の協力を得て、学内での団体受験に便宜を図っていますので、法学検定の受験を希望する場合は、生協サービスカウンターで申し込んでください。さらに、各コースに対応して、『法学検定試験問題集』が発売されており、授業等で用いられる教科書とあわせてこの問題集を活用することは、法学の勉強を進める上で大変有益でしょう。また、日弁連法務研究財団のホームページからは、問題集・過去問集のアプリをダウンロードすることもできます（<http://www.jlf.or.jp/hogaku/index.shtml>）。ちなみに、ベーシック〈基礎〉コースとスタンダード〈中級〉コースについては、6割から7割程度の問題がこの問題集から出題されます。

③ 貿易実務検定試験

貿易実務検定試験は、国際貿易の実務に関する能力や知識のレベルを評価することを目的として貿易実務検定協会が実施している検定試験であり、国際取引分野を学んだ学生から貿易実務の第一線で活躍する社会人まで幅広い層の受検者がいます。試験は、商談、契約、代金決済、信用状、クレームといった貿易実務の現場で実際に必要とされる知識を問う貿易実務と、貿易で実際に用いられる英語能力を問う貿易英語、一般的なマーケティング及び輸出入に関するマーケティングに関する知識を問う貿易マーケティングの3つの科目からなります。受検者が有する能力・知識に応じ、以下の3つの級で実施されています。

貿易実務検定試験の各級とその概要

C 級	国際貿易の定型業務をこなすために必要な知識を有することを証明するレベルです。おおむね、実務経験 1～3 年程度とされています。貿易実務に携わるための基礎的な項目（契約・運送・通関・金融・保険等）と貿易英語の基礎単語が出題されます。C 級では、貿易マーケティング科目は出題範囲内に入っていません。
B 級	貿易実務の中堅層を対象とするレベルで、おおむね、実務経験 1～3 年以上の経験を有する人を対象とします。C 級で問われる分野についてより詳しい知識を問われるのに加え、貿易で実際に用いられる英文読解等も出題されます。さらに、貿易マーケティングの基礎も出題されます。

A 級	<p>おおむね 3～4 年以上の実務経験を有する人を対象とし、貿易実務において、自身で判断できる実力を証明するレベルです。B 級、C 級の出題範囲のトピックについての深い理解が必要であり、選択式の C 級、B 級とは違い、記述式、事例式の問題も出題されます。貿易英語では、実務で用いられる単語及び定型文のほか、実際に作文することも求められます。貿易実務において即戦力となる実力を示す相当高度な級であり、貿易実務に関する体系的な理解と総合的な能力が必要となります。</p>
------------	---

貿易実務検定は、貿易実務で役立つ能力を問う資格であり、特に貿易に関わる企業（商社、物流等）では、就職・転職・昇進といったステップにおいても評価される資格です。また、通関士等の難関国家資格に挑戦する前に基礎知識を確認するために活用することも可能です。法学類では、学生の皆さんが挑戦するインセンティブとなるよう、貿易実務検定の C 級、B 級の合格者には、申請によりそれぞれ、「特講（国際法務 I）」（2 単位）、「特講（国際法務 II）」（4 単位）の単位を認定します。

法学類ではすでに多くの先輩が、在学中に C 級・B 級に合格しています。なお、貿易実務検定試験は、残念ながら現時点では北陸では実施されていません。しかし、今後挑戦する学生の皆さんが一定数増えれば、団体受検の可能性も出てくるでしょう。各コースの出題例や、各コース対応の問題集は、貿易実務検定協会のホームページで公開されています（<http://www.boujitsu.com/>）。

④ 大学院法学研究科の授業科目の先取履修

先取履修は、大学院法学研究科（法学・政治学専攻、法務専攻（法科大学院））が提供する授業科目³⁸⁾を、法学類に在籍中に履修することのできる制度です。この制度によって修得した単位は、法学類の卒業に必要な単位には算入できませんが、卒業後 2 年以内に法学研究科に進学した場合、入学前の既修得単位としての認定を受けると、10 単位まで大学院の修了に必要な単位としてカウントすることができます。

先取履修は、法学研究科への入学を希望する 4 年生または早期卒業をして法学研究科への入学を希望する 3 年生で、履修する前学期までの時点で GPA 値が 2.2 以上であり、かつ法学類の卒業に必要な単位数（128 単位）の 4 分の 3（96 単位）以上を修得済みである者が、申請によりすることができます。希望者は、当該授業科目が開講されるクォーターの履修登録期間中に、担当教員の内諾を得たうえで、大学院授業科目履修願を提出してくだ

³⁸⁾ 法学・政治学専攻は、研究者および高度専門職を志望する人を対象とする修士課程、法務専攻は、法曹養成のための法科大学院です（☞第 3 章 2.（1）（2））。先取履修の対象となる授業科目のラインナップは、各学期の初めに公示します。

さい。なお、先取履修として履修する大学院の授業科目の単位は、履修登録単位数の上限にはカウントしません。

⑤ 副専攻

副専攻とは、皆さんが学類を越えて専門の授業科目を履修することを希望する場合に、系統的に一定の知識を得ることを目的とした制度です。皆さんは、法学類以外の学類が提供する副専攻コースの中から、1つを選択して登録することができます。副専攻コースに登録し、副専攻の修了認定に必要な単位を修得した場合には、その分野を副専攻として修了したことが認定されます。副専攻コースの登録は、2年次以降各学期初めの所定の期間に申請することができます。登録、変更、取消しの具体的な申請方法は、学域共通授業関係掲示板に掲載しますから、注意しておいて下さい。なお、副専攻の登録を取消した場合であっても、すでに履修した単位はそのまま選択科目の単位として卒業に必要な単位に算入することができます³⁹⁾。

副専攻制度は希望者が登録するものですので、**卒業の条件とは一切関係ありません**。また、一部のコースを除き、副専攻修了証明書が何かの資格取得などと結びついているわけでもありません。しかし、世の中には、法学・政治学というツールだけでは解決できない問題がいくつもあります。他の専門分野での問題意識や問題解決の手法をある程度系統的に修得することで、皆さんの課題発見あるいは問題解決の能力は、法学・政治学だけを身につけた場合よりも奥行きのあるものになるでしょう。また、大学で学んだことを社会にわかりやすくアピールすることもできます。

法学類の学生が登録できる副専攻コースのラインナップ、それぞれのコースの具体的な内容、修了に必要な科目や単位数などには、金沢大学 Web サイトにある副専攻制度 (http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_gakusei/student/fukusenkou/fstop.html) を参照してください。なお、副専攻修了要件を充足しただけでは、副専攻は認定されません。卒業年度の履修登録期間に副専攻認定申請を必ず行ってください。

⑥ 教育職員免許状（教員免許）の取得

法学類では、高等学校教諭一種免許状（公民）を取得することができます。教員免許を取得するには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得する必要があります。教員免許を取得するために必要な単位とその履修方法、その他教員免許取得のための手続については、『教育職員免許状ハンドブック（教職ハンドブック）』を参照してください。また、1年前期中に、教職科目に関するガイダンスが行なわれますので、

³⁹⁾ 副専攻コースへの登録とは関係なく、法学類の提供する授業科目以外の専門科目は、企業関係法コース及び総合法学コースの学生は24単位、公共法政策コースの学生は20単位をそれぞれ上限として、卒業に必要な単位の合計にカウントすることができます（法学類細則4条5項参照）。

揭示に注意してください。なお、教員免許を取得するために必要な単位のうち、**学域規程別表第7から第9に掲げる授業科目⁴⁰⁾の単位は、法学類細則別表第1所定の、卒業に必要な単位数にはカウントしません！**この点を誤解して単位数を計算した結果、留年した例が過去にありましたので、くれぐれも注意してください（法学類細則4条5項参照）。

⑦ 公認心理師養成プログラム

公認心理師は、心の健康問題に対し、他の関係者とも連携しながら心理に関する支援を行う国家資格で、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、心の健康に関する普及を図るための教育及び情報の提供を行うことを業とする者、とされています（公認心理士法2条参照）。

公認心理師資格は、①大学（学士課程）において必要な科目の単位を修得して卒業する、②大学院で必要な科目の単位を修得して修了するか所定の実務経験を積む、の2点を満たした上で、国家試験を受験し、合格することで取得できます。人間社会学域では、「公認心理師養成プログラム」を開設しており、修了すると①の単位を修得することができ、公認心理師試験に必要な証明書が交付されます。プログラムを履修するために必要な単位⁴¹⁾、プログラムの修了要件等、詳細は別にお知らせします。

⁴⁰⁾ 具体的には、時間割番号が「9」から始まる科目を指します（例：教師論 95000）。

⁴¹⁾ プログラムの受け入れ人数には上限があり、希望者数が上限を超えた場合は、選考を実施します。

5. 大学での勉強に必要な情報の収集と整理

大学生の皆さんは、日頃、講義を受講している中で、疑問に感じたことは、そのままにせず主体的に調査し、疑問を解消する努力をしなければなりません。ここでは、そのような調査のために必要な法学・政治学に関連する情報にアクセスする方法を説明します。

(1) 文献へのアクセス (附属図書館 中央図書館・部局図書室の基本的な利用方法)

① 附属図書館 中央図書館 Web サイト <https://library.kanazawa-u.ac.jp/>

(1) 開館時間

	通常	長期休業中
平日	8:45～22:00	8:45～17:00
土・日	9:00～17:00	閉館

祝日、年末年始は休館。

臨時に休館する場合があります。館内掲示や図書館 Web サイトをご覧ください。

(2) 利用手続

利用者登録

アカンサスポータルの個人設定に登録すれば、図書館利用登録は終了します。以後、学生証が図書館利用券となりますので、来館の際は必ず持参してください。

(3) 資料の貸出・返却

館外貸出冊数と貸出期間

資料の種類	貸出期間	貸出冊数	延長
図書	21日	合計で 10点まで	2回まで
新聞・雑誌	3日		不可
視聴覚資料	21日		2回まで

雑誌・新聞の最新号、参考図書、館外貸出が認められていない映像資料などは、貸出できません。延滞罰則中の利用者、次に予約が入っている図書は延長できません。

貸出・延長・返却手続

自動貸出/返却装置を利用して各自で行ってください。

*貸出・更新時には学生証が必要です。

*延長は図書館オンラインサービスでも可能です。

*視聴覚資料、付録のある資料、未製本雑誌などはサービスカウンターで手続きをしてください。

*閉館中はブックポストに返却することができます。(視聴覚資料, 未製本雑誌を除く)

返却期限に遅れた場合は, 延滞した日数と同じ期間, 貸出停止となります。

自然科学系図書館, 医学図書館, 保健学類図書室で借りた資料(未製本雑誌を除く)を中央図書館サービスカウンターで返却することができます。**法学類図書室の資料は附属図書館の各館では返却できませんので注意してください。**

貸出予約

貸出中の図書の予約は OPAC plus 検索結果の画面で行うことができます。

(4) 資料等の配置

地階・1階=雑誌, 暁烏文庫, 四高図書, 古い図書等が配置されています。

地階・1階に入る際は, サービスカウンターで入庫票を受け取ってください。

2階・3階=図書が配置されています。2階にはその他, 新着雑誌, 新聞縮刷版, 参考図書, 視聴覚資料が配置されています。

(5) 資料の検索

OPAC plus (オーパック プラス: オンライン所蔵目録)

<https://www1.lib.kanazawa-u.ac.jp/> に接続します (スマホからも利用できます)。

(6) 各種サービス

館内資料の複写

館内のコピー機で, 図書館が所蔵する資料を複写することができます。複写にあたっては, **著作権法を遵守し, 文献複写申込書に記入のうえ, 利用してください。** コピー機は, コイン式とプリペイドカード式(コピーカードは生協で販売)の2台あり, 料金はいずれも1枚10円です。アカンサス印刷システムでもコピーが可能で, 1枚5円です。

学外からの資料の取り寄せ

学外や他館所蔵の資料を取り寄せる(複写・現物貸借)ことができます。図書館オンラインサービスから申し込んでください。なお, 経費は利用者の実費負担となります。

(7) その他

利用相談・ガイダンス

図書館の利用方法や, 資料に関する相談はサービスカウンターに申し出てください。

ラーニング・コモンズ

3階には、会話が可能なスペース(オープNSTAジオ, オープNSTAジオⅡ, ポラリススタジオ, 国際交流スタジオ)が設置されています。動かせる机やホワイトボード, プロジェクターがありますので, 友達とのディスカッションや, プレゼンテーションの練習にご利用ください。予約は不要です。

学習支援

3階には, レポートの書き方や資料の探し方, 語学学習などの相談に乗るラーニング・アドバイザーや留学生ラーニング・コンシェルジュのサポート・デスクがあります。院生, 留学生を中心としたメンバーです。気軽に相談してください(おもに平日 13:00~16:30)。

施設の利用予約

AV室やグループスタジオなど, 利用にあたって予約が必要な施設があります。図書館オンラインサービスから, 各自で予約してください。

資料の購入希望 (リクエスト)

学内に所蔵がなく, 学習上購入を希望する資料があるときには, 図書館オンラインサービスから申し込んでください。

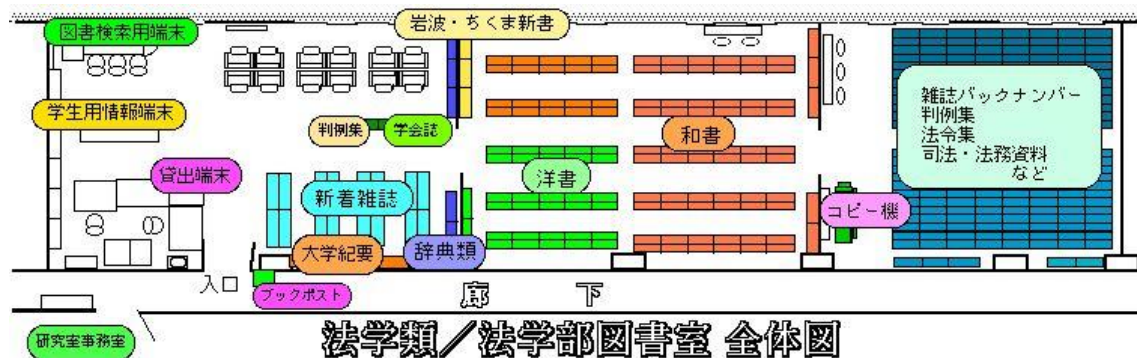
② 法学類図書室 Web ページ <http://library.law.kanazawa-u.ac.jp/>

法学類図書室は, 人間社会 2 号館 6 階のエレベータを降りて左に曲がると左手にあります。この図書室は, 法学類が独自に設けた施設のため, 附属図書館とは利用方法が異なります。

(1) 開室時間

平日	9:00~20:00
土・日・祝日・入学試験日	お休み

開室時間中は, 自由に出入りできます。長期休暇中は 17:00 閉室となる場合があります。



(2) 資料の配置

図書室に入ってすぐの部屋には、新着雑誌が並べられており、最近数ヶ月分の雑誌のバックナンバーが置いてあります。また同じ部屋の壁面の書架には辞書類、索引誌があります。その次の部屋には、単行本が NDC(日本十進分類法)順に配架してあります。そして、一番奥の部屋は、雑誌のバックナンバーや民集や刑集などの判例集・索引誌などを移動式書架に保存しています。ここに置いてあるものは持ち出し禁止ですので、同じ部屋に設置されているコピー機を利用してください。2台あるコピー機のうち、向かって右側は生協のコピーカードおよび現金で利用することができます。向かって左側は、院生・教員専用です(皆さんは利用できません)。

(3) 単行本の探し方

単行本(いわゆる「本」のこと)は NDC 順に並べてあります。自分の探しているテーマに沿って直接書架に行って探してみてください。特定の図書を探す場合には、みなさんの必携ノートパソコンを金沢大学ネットワークシステム(KAINS)に接続して、**法学類蔵書目録(KULLOC)**(<http://library.law.kanazawa-u.ac.jp/ken/search.html>)を利用してください。KULLOC を利用すると⁴²⁾、当該図書の所在場所(法学類図書室または各教員研究室)も表示されます。教員研究室に配置されている図書を利用したい場合は、各自で教員の研究室を訪ねて借りてください⁴³⁾。なお、図書館の OPAC と KULLOC はデータを共有していません。

(4) データベース・インターネット

図書室に入ってすぐの部屋には、データベース用のパソコンが 3 台、インターネットを利用できるパソコンが 4 台(ネットワーク ID が必要)設置されており、これらを利用して、図書室内の図書の検索や判例の検索などをすることができます。法学類図書室で利用できるデータベースには、ジュリスト、別冊ジュリスト「判例百選」、最高裁判所判例解説、判例タイムズ、法学教室、金融・商事判例、金融法務事情、労働判例の各雑誌の DVD 版があります。なお、検索結果は、各自の USB メモリーにダウンロードしてください。

(5) 本の貸出・返却

本の貸出手続は、貸出専用端末より各自で行ってください。雑誌は図書室内でのみ閲覧可能で、室外に持ち出すことはできません。必要に応じて、図書室内のコピー機でコピーをとってください。

⁴²⁾ なお、VPN 通信を利用すると、学外からでも図書の所在場所を確認できます。

⁴³⁾ 法学類図書室の面積が十分ではないため、やむを得ず教員研究室で保管している図書が多数あります。学生の皆さんは、遠慮せず積極的に図書の貸し出しを教員に申し出てください。なお、教員が不在がちでなかなか会えない場合は、E メールまたは電話で教員に連絡してください。当該教員に連絡ができない場合は、皆さんのアドバイス教員に相談してください。

貸出手続

入り口正面に貸出専用端末より、画面の指示に従って手続きしてください。なお、貸出手続には学生証が必要です。

<貸出期間と冊数>

- ・貸出可能数-----10冊
- ・貸出期間-----2週間（延長はできません）
- ・雑誌，辞書類，参考書，判例集は図書室外への持ち出し禁止です。

返却手続

法学類図書室の入り口横においてあるブックポストに入れてください。法学類図書室の本は、附属図書館では返却できません。**必ず法学類図書室に返却してください。また、附属図書館から借りた本を法学類図書室に返却しないでください。**

返却期限を1ヶ月超えた人は、図書の貸出が禁止されます。貸出禁止となった場合、アドバイザー教員の押印のある書面（念書）の提出により禁止が解除されます。

(6) 利用相談

図書室の利用方法や、資料の検索方法など、分からないことがあれば受付カウンターに申し出てください。9時から17時までは太田則夫助手が、17時以降は大学院生が対応します。

③ 法科大学院図書室

法科大学院図書室は、人間社会3号館3階にある、法学研究科法務専攻（法科大学院）が独自に設けた施設です。常時施錠されており、法科大学院生以外の学生は原則として利用できませんが、法科大学院と法学類との連携の一環として、法学類の学生に限り、以下の利用条件を厳守して、利用することができます。

(1) 利用時間

平日の9：30～16：30のうちの2時間以内（鍵の引渡から返却時まで）

(2) 利用申請

法学類図書室前の掲示板にある「法科大学院図書室 利用申請書」に必要事項を記入し、学生証をそえて法学類図書室の太田則夫助手に提出してください。学生証と引き換えに、法科大学院図書室の鍵を貸し出します。

(3) 利用条件

- ① 法科大学院生による利用が優先されることを十分に自覚して利用してください。法科大学院生から苦情があった場合、以降、法学類の学生は利用できなくなります。
- ② 法科大学院図書室内では、飲食、**私語は厳禁**します。
- ③ 図書室周辺には、法科大学院生の自習室や教員研究室もありますので、廊下においても私語を慎み、静粛にしてください。
- ④ 法科大学院図書室では、限られた冊数しかない資料（雑誌・図書）を学生間で有効に利用するために、資料の貸し出しは行っていません。**資料の図書室外への持ち出しは、理由のいかんを問わず絶対にしてはいけません。**
- ⑤ 資料のコピーを取りたいときは、法科大学院図書室内に備付けの生協の有料コピー機を利用することができます。

④ 経済学類図書室

Web ページ <http://econ.w3.kanazawa-u.ac.jp/campus/institution.html>

経済学類図書室は、人間社会 2 号館 4 階のエレベータを降りて左に曲がると左手にあります。この図書室は、経済学に関する専門的資料を集めた経済学類独自の図書室です。利用方法は、上記ホームページで確認してください。

(2) 資料の検索方法

以上、資料にアクセスするために必要となる施設の基本的な利用方法を紹介してきました。もっとも、ここで説明したことは、「畳の上の水練」ではあんまり意味がありません。皆さんは、演習科目（初学者ゼミ I, II, 基礎演習, 演習など）の履修を通じて、実際に資料を見つけ出して読み込み、それを整理してレジュメを作成し、当日の報告（プレゼン）に臨む、という訓練を積み、いわば体で覚える必要があります。その上で、演習に参加する際の準備に限らず、講義を受講している際に疑問に感じたことを自分で調べる場合にも応用し、各自のスタイルを作っていくのがベストでしょう。

資料の検索の実際については、「大学・社会生活論」の授業の中で、別冊子『法学・政治学の学習のための資料収集と整理』を配布しますので、それを手がかりにしてください。